

宇都宮市少年スポーツ指導員について

1 少年スポーツ指導員の概要について

(1) 少年スポーツ指導員とは

ア 宇都宮市では、少年スポーツ活動の指導・少年スポーツ団体の育成に関し、相当な知識または経験をお持ちの方を対象に「少年スポーツ指導員」を依頼し、少年スポーツの振興を図っています。

イ 各スポーツ少年団において、指導者登録をしている方のうち、下記資格を取得している方が対象になりますので、まだ番号が付与されていない方や、今年度受講予定の方は対象になりません。

・「スポーツリーダー」

・「スポーツコーチングリーダー」（旧コーチングアシスタント）

・競技別指導者資格（スタートコーチ含む）

・その他、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格

(2) 主な職務例

- ・ スポーツの実技指導
- ・ スポーツ活動促進のための組織の育成
- ・ スポーツ活動に対する指導助言
- ・ 生涯学習センター、学校及び少年関係団体相互の連絡
- ・ その他、少年スポーツ活動の振興に関すること

(3) 依頼期間

少年スポーツ指導員の依頼期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間となります。

※ スポーツ少年団の指導者の登録期間が7月末までとなっているため、依頼通知の発送はこの時期になっています。

(4) 少年スポーツ指導員謝金について

年額8,000円の謝金をお支払いします。ただし、振込額は源泉徴収税額控除後の金額となります。（今年度の支払日は3月（予定）となります。）

※ 会社等に勤務されている方は、少年スポーツ指導員として謝金を受け取ることが兼業と判断される場合がありますので、お手数ですが、ご自身の勤務先にてご確認ください。

※ 謝金を辞退される場合、スポーツ都市推進課まで同封の「謝金受取辞退届」をご提出ください。

なお、謝金を辞退された場合でも、認定員等の資格が取り消されることはありません。

※ 複数のスポーツ少年団を指導している方も、謝金の額は8,000円になります。

2 提出期限

令和8年10月30日（金）

※ 毎年、口座番号や支店名の誤りにより、謝金の支払いができない方がいらっしゃいますので、特にご注意ください。

3 その他

申請書類等につきましては、宇都宮市ホームページにも掲載されております。

※ 宇都宮市ホームページ内にて、「宇都宮市少年スポーツ指導員」と検索

4 申請方法について

(1) 令和8年度以前から指導者登録をしている方

昨年度から引き続き、スポーツ少年団の指導者登録を継続しており、既にマイナンバーの報告がお済の方は、電子申請により、必要事項を入力いただくことで申請は完了いたします。

	申請の手順	二次元コード
電子申請の方法	① 右記二次元コードからアクセスし、「宇都宮市電子申請システム」への登録が必要になります。登録方法については、別紙「宇都宮電子申請共通システム利用者登録方法」を参照ください。 ※ すでに登録済みの方は②から	
	② 右記二次元コードからアクセスし、画面の指示に従って、申請ください。 ※ 「申請マニュアル」も同封しています。	
書面申請	電子申請が難しい方は、書類の郵送での申請も受け付けております。 同封する「同封チェックシート」を参考に「謝金支払報告書」・「活動計画書」に必要事項を記入のうえ、郵送ください。	

(2) 令和8年度から新規登録の方

新規登録の方やマイナンバーの報告がお済でない方は、マイナンバーの報告等が必要となりますので、宇都宮市スポーツ都市推進課あて郵送または窓口で、以下の書類と添付書類を提出ください。

	申請書類	添付書類（①と②の両方提出）
書面申請の方法	・謝金支払方法報告書 ・活動計画書 ・個人番号（マイナンバー）確認書 ・提出書類チェックシート	①個人番号が確認できる、以下の書類のいずれかのコピーまたは窓口での提示 ・個人番号カードのうら面 ・通知カード ・個人番号入り住民票 ②身元が確認できる、以下の書類のいずれかのコピーまたは窓口での提示 ・個人番号カードのおもて面 ・運転免許証 ・パスポート等

(3) 謝金の受け取りを辞退する方

謝金の受け取りを辞退される方は、「謝金受取辞退届」を宇都宮市スポーツ都市推進課あて郵送または窓口でご提出ください。

お問い合わせ・書類提出先
〒320-8540
宇都宮市旭1-1-5
宇都宮市魅力創造部スポーツ都市推進課
担当：蛭 沢 TEL 632-2738